

令和元年6月28日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官
平成30年(行コ)第5号 怠る事実の違法性確認請求控訴事件
(原審 鹿児島地方裁判所平成29年(行ウ)第6号)
口頭弁論終結日 平成31年3月13日

判 決

鹿児島県出水市高尾野町大久保4534

控 訴 人 柏 木 一 邦
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 前 田 裕 司

鹿児島県出水市緑町1番3号

被 控 訴 人 出 水 市 長 椎 木 伸 一
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 新 倉 哲 朗
同 武 雄 太

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、渋谷俊彦に対し、2890万5712円及びこれに対する平成28年9月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要

以下、略称は、本判決で定めるもののほかは、原判決のものによる。

- 1 本件は、出水市の住民である控訴人が、当時の出水市長であった渋谷俊彦(渋谷前市長)が南商事株式会社(南商事)に市有地(本件土地)を随意契約によって売却したことが違法な行為であり、そうでないとしても、不当に低廉な価格で売却したものであって裁量権の範囲を逸脱した違法な行為であると主

張して、出水市の執行機関である被控訴人に対し、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、出水市が本件土地の売却により被った損害（時価と売却価格との差額）の賠償を渋谷前市長に請求することを求める住民訴訟である。

原審が控訴人の請求を棄却したところ、控訴人がこれを不服として本件控訴を提起した。

2 前提事実、関係法令の定め並びに争点及びこれに関する当事者双方の主張は、原判決3頁7行目の冒頭に「本件土地につき、」を加え、24行目の「そして、」を削り、26行目の「置いているが」を「置き」と改め、4頁7行目の「なお、」を削り、5頁18行目の「打診してきたものであるが」を「出水市に打診したのであり」と、24行目の「得」を「得て」と、6頁14行目の「マイナス要因」を「減価要因」と、7頁25行目の「主張」を「認否」とそれぞれ改め、当審における控訴人の補充主張を下記3に加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中「第2 事案の概要」の2～4に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 当審における控訴人の補充主張

本件土地は、大規模なイベントが開催された場合の臨時駐車場や自然災害が発生した場合の被災物等の集積場所として利用されていたのであり、単に利用日数が少ないことだけで有効利用されていないと判断するのは相当でない。出水市は、南商事から本件土地の売却の打診を受けたとしても、売却条件を検討してこれを公表し、競争入札の方法によって売却することもできたのであり、会社移転を急いでいたのは南商事の一方的な都合であって、市外への移転の可能性も具体的なものではなかった。地場企業の振興を図る目的であれば、地場企業を対象とした競争入札を実施すればよいのであり、随意契約によらなければ上記目的を達成することができないものではない。

したがって、渋谷前市長が本件契約を随意契約の方法で締結したのは、その裁量を逸脱、濫用したものであって、地方自治法234条2項及び同法施行令

167条の2第1項2号に反する違法な行為である。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないと判断する。その理由は、下記2のとおり補正し、当審における控訴人の補充主張に対する判断を下記3に加える
5 ほかは、原判決の「事実及び理由」中「第3 当裁判所の判断」（以下「原判決第3」という。）の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 原判決の補正

(1) 原判決8頁6行目の「この点、」を削る。

(2) 原判決9頁3行目の「取り組んできた（乙2，6，弁論の全趣旨）。」を
10 「取り組み、工場跡地や工業団地等の大規模立地を紹介するパンフレットを作成し、市内への企業誘致等を行っていた（乙2，6，7，弁論の全趣旨）。しかし、売却等ができた大規模立地はその一部のみにとどまり（乙16），平成18年3月13日から平成28年9月1日までの間、企業の撤退により1147人の労働人口が減少し、企業の進出や規模の拡大により増加した労働人口は303人にすぎなかった（乙21）。」と改め、24行目の末尾に
15 改行して「南商事は、会社移転に伴う新たな設備投資額を3億円程度と予定し、そのうち新社屋の建設を出水市内の建設業者に依頼する予定であることを出水市に伝えた（甲10）。」を加える。

(3) 原判決10頁22行目の末尾に改行して「カ 南商事は、出水市内の建設
20 業者との間で、本件土地における新社屋の建設につき、請負代金を1億8800万円とする請負契約を締結し（乙22），平成29年6月1日、完成した本件土地上の社屋に本店を移転した（甲37，39～41，43）。」を加える。

(4) 原判決11頁4行目の「そして、」の次に「本件土地の平成24～28年
25 度の固定資産評価額が1㎡当たり4676～5257円であったことや（乙18[各枝番号]），」を，13行目の「売却することが」の次に「地場企業

の振興の目的を達する上で妥当であり、ひいては」をそれぞれ加え、25行目の「本件土地の有効性」を「本件土地が有効利用されていたこと」と改める。

- 5
- (5) 原判決12頁3行目の「前掲各証拠に照らすと」から7行目の末尾までを「前記認定のとおり、住民団体等代表者説明会を開催し、同会の欠席者には個別に電話等で説明し、出水市として実施可能な説明の機会は設けたといえ、また、売却先や売却代金等は事柄の性質上説明できない事項であるといわざるを得ず、他に関係者に対する説明が不十分であったことを認めるに足りる証拠はない。休日等における本件土地の無償利用が不可能であることを認めるに足りる証拠もない。本件土地の売却価格が相当であることは、前記(3)のとおりである。」と、13行目の「当該行為」を「本件契約の売買代金の額」と、15行目の「当該行為」を「本件契約の締結行為」と、16、17行目の「当該主張については判断を要するものではない」を「上記主張は理由がない」とそれぞれ改める。
- 10

15

3 当審における控訴人の補充主張について

- (1) 控訴人は、本件土地が大型臨時駐車場や被災物等の集積場所として有効利用されていたとして、単に利用日数が少ないことだけで有効利用されていなかったと判断するのは相当でないと主張する。

しかし、前記補正して引用した原判決第3の1(2)のとおり、本件土地は、福祉施設建設用地として取得し造成されたものの、具体的な活用計画がなく更地のまま普通財産として管理されていたもので、臨時駐車場や被災物等の集積場所として一時的に利用されたことをもって、本件土地が利用目的に従って有効利用されていたと認めることはできない。控訴人は、本件土地に隣接する体育施設を利用する老人会関係者が、本件土地を駐車場として利用していたところ、新たに整備された駐車場では道路を横断しなければならず、本件土地に比べて不便になったと述べていることを指摘するが(甲35)、

20

25

無届のまま本件土地に駐車していたことをもって、本件土地を有効利用していたと認めることはできない。

- (2) 控訴人は、南商事が出水市外に移転する可能性は具体的なものではなく、会社移転を急いでいたのも南商事の一方的な都合であるから、本件土地を競争入札の方法により売却することを妨げる事情はなかったとして、本件土地を随意契約の方法により売却する合理的理由はないと主張する。

しかし、前記補正して引用した原判決第3の1(2)のとおり、南商事は、出水市に対し、有効利用されず売却の打診もほとんどないまま普通財産として管理されていた本件土地を指定して買受けを申し出たのであり、その際、できれば長く営業している出水市内で会社を移転したいことや新社屋の建設を出水市内の建設業者に依頼することを説明したというのである。このような会社の移転を計画し検討しているという段階において、移転計画を裏付ける資料としては、南商事の内部資料のほかに客観的ないし具体的な資料の存在を想定することは困難であり、また、そのような資料を出水市が入手して関係者に開示することも容易に想定することはできないというべきである。さらに、南商事の申し出を受けて、有効利用されていなかった本件土地を随意契約の方法によって南商事に速やかに適正価格で売却することにより、南商事を出水市内に留めることは、出水市の労働人口を維持し、雇用減少対策という政策目的に合致し、ひいては出水市の利益にもつながるといえることのできるのに対し、競争入札等の手続によった場合には、南商事が出水市外に移転する可能性を否定できないこと（この点を判断する具体的資料を想定できないことは上記と同様である。）も考慮する必要があったというべきである。

以上のような本件契約の内容及び交渉経緯等や本件契約を締結することによる利益、入札等によった場合のリスク等を総合考慮すれば、本件契約が原則として競争入札の方法によることが可能な土地の売買契約であったことや、

出水市内には他にも南商事が移転可能な立地が複数あったことを考慮しても、本件契約を随意契約の方法によることとした渋谷前市長の裁量判断が合理性を欠き、裁量権の範囲を逸脱、濫用するものであったと認めることはできない。

5 (3) したがって、控訴人の当審における補充主張は、いずれも理由がない。

第4 結論

よって、その余の点につき判断するまでもなく、控訴人の請求は理由がないからこれを棄却すべきところ、これと同旨の原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

10 福岡高等裁判所宮崎支部

裁判長裁判官

高 橋 文 清

15

裁判官

小 崎 賢 司

20

裁判官

小 川 暁

これは正本である。

令和元年6月28日

福岡高等裁判所宮崎支部

裁判所書記官 城野史朗

